

改正品確法の理念の実現に向けた決議

平成 26 年 6 月 20 日
一般社団法人日本建設業連合会
理 事 会

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」は、全会一致で可決、成立し、本年 6 月 4 日に公布、施行されたところである。

この改正品確法は、目的に「担い手の育成、確保」を追加するとともに、「施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成確保」、「工事の性格等に応じた多様な入札、契約方法の選択」、「ダンピング受注の防止」、「下請契約を含む請負契約の適正化」、「賃金等の労働環境改善」等を、基本理念として新たに明記している。これにより、公共工事の将来にわたっての品質確保のみならず、建設業が健全に発展するための枠組みが法制化されたことは、極めて意義深いものである。

改正品確法の基本理念を受けた同法の発注者の責務においては、予定価格の適正な設定、ダンピング防止のための最低制限価格の徹底、適切な工期の設定や適切な設計変更の実施等が追加されており、今後、国は地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定することとしている。

一方、同法は、受注者の責務として、新たに、適正な額の請負代金での下請契約の締結、技術者、技能労働者の育成、確保とこれらの者の労働条件その他の労働環境の改善等を規定している。

日建連としては、こうした画期的な品確法の改正が実現したことを真剣に受け止めるとともに、受注者の責務に関する新たな規定に真摯に対応する。このため、更なる自省・自覚・自助努力を行い、行き過ぎた価格競争を是正し、担い手の育成、確保のための適正な利潤を確保できるよう努めることとし、受注者の立場から改正品確法の理念の実現に向け、会員企業が一丸となって下記の実践を推進することを、ここに理事会の総意として決議する。

記

1. 適正な受注活動の徹底

改正品確法においては、担い手の中長期的な育成、確保のための適正な利潤が確保できるよう、労務、資材等の取引価格等を的確に反映して予定価格を適正に設定するとともに、ダンピング防止のための低入札価格調査基準の設定等を発注者の責務としている。

適正な利潤を確保することは、適正な額での下請契約、技術者、技能労働者の育成、確保等の受注者の責務を果たすうえで必要不可欠であり、会員企業は、発注者における適正な予定価格設定等に的確に呼応して、平成 25 年 4 月 25 日付理事会決議（「民間工事における適正な受注活動に関する決議」）の趣旨を踏まえ、引き続き、適正な価格と適正な工期での契約に徹する。

2. 労務賃金の改善

「労務賃金改善等推進要綱（平成 25 年 7 月 18 日理事会決定）」（以下、「要綱」という。）並びに「適切な賃金水準の確保及び円滑な施工確保の基本方針（平成 26 年 3 月 20 日理事会決定）」（以下、「基本方針」という。）に基づき、会員企業は、公共工事設計労務単価引上げの趣旨にかなう適切な下請契約の締結、下請に対する適切な労務賃金の支払いの要請等を、引き続き、確実に実施する。

あわせて、「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言（平成 26 年 4 月 18 日理事会決定）」（以下、「提言」という。）に掲げるとおり、年間労務賃金水準が全産業労働者平均レベル（約 530 万円）となるよう努める。

3. 社会保険等加入の促進及び作業所労働時間・労働環境の改善

会員企業は、社会保険の加入促進が、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保の観点から不可欠のものであることに鑑み、適正な受注活動等により必要な法定福利費を確保すること等により、提言に掲げる平成 29 年度までに下請会社について 100%加入、労働者単位では製造業相当の加入を目指す。

また、会員企業は、適正工期の確保等に取り組み、作業所の全日曜日の閉所や土曜日閉所の拡大促進等により労働時間・労働環境の改善を図る。

4. 発注者との連携による円滑な施工確保

日建連は、発注者と連携して公共工事に係る諸課題の解決を図るため、毎年度、全国9地区で地方整備局、都道府県等の主な公共工事発注者との意見交換会を実施している。

今年度の意見交換会は、円滑な施工の確保と担い手確保の促進を主要テーマとして行ったところであり、そこでの議論を踏まえ、今後、国土交通省と連携し、施工円滑化のための方策等についての検討を行う。あわせて、設計変更ガイドラインの運用等について会員企業への周知徹底を図るため、全国9地区において講習会を開催する。

5. 民間工事施工に当たっての対応

品確法は公共工事を対象とするものであるが、その理念は民間工事にも相通ずるものがあり、受注者の責務についても、同様の社会的要請があるものと受け止める必要がある。

会員企業は、施工技術の維持向上に努めることはもちろん、適正な額の下請契約を締結し、請負代金を速やかに支払う等、要綱及び基本方針に基づき、かつ、提言の実現を目指して、技能労働者の賃金その他の労働条件、安全衛生などの労働環境が改善されるよう努力する。

また、同法に規定する発注者の責務は、現在及び将来の公共工事の品質を確保するため、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のための適切な利潤を確保することを配慮して定められたものである。

民間工事についても、品質の確保とその前提となる担い手の育成、確保が、建設業の最も基本的な課題であることは、公共工事と同様であることから、個々の民間工事の実施に当たって、担い手の育成、確保のため、適正な利潤を確保することができるよう、適正な価格、適正な工期及び適正な契約条件での契約に徹するものとする。

6. 適正な施工と企業活動の徹底

改正品確法の成立により建設業の発展に向けた道筋と会員企業の取組みの要諦が明確にされたが、もとより建設工事の品質確保の基本は適正な施工にある。また、同法により建設業に託された期待に応えて行くには、適正な企業活動に徹し、国民の信頼を確保することが前提となる。

このため、品質の高い施工と安全対策の徹底を図り、建設技術の向上と施工方法の改善に努めるとともに、日建連等企業行動規範を遵守し、公正かつ誠実な企業活動を実践するものとする。

以 上